

総合事業 通所型サービス
重要事項説明書

社会福祉法人 麗峰会
総合事業通所型サービス
(デイサービスセンター) いえしま

総合事業 通所型サービス重要事項説明書

1. 事業者の概要

- (1) 名称・法人種別 社会福祉法人 麗峰会
(2) 代表者役職・氏名 理事長 中 真 靖
(3) 法人所在地 沖縄県那覇市辻2丁目27番地の1
(4) 電話番号 0980-49-5502
(5) 設立年月日 昭和63年 3月18日

2. 総合事業 通所型サービス（デイサービスセンター）いえしまの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

所 在 地	沖縄県国頭郡伊江村字東江前2303-1
介護保険事業所番号	介護予防通所介護（沖縄県4771900018号・平成18年3月31日指定）
サービスを提供する対象地域	伊江村内

(2) 職員体制

職 種	員数（通所介護と一体的運営）	業務内容
管 理 者	1人	事業所の業務を統括します。
生 活 相 談 員	1人以上	予防通所介護のご利用申込に係る調整、お客様の日常生活上の介護、その他必要な業務の提供を行います。
看 護 職 員	1人以上	お客様の心身状況等を的確に把握し、日常生活上の健康管理、介護、その他必要な業務の提供を行います。
介 護 職 員	5人以上	お客様の心身状況等を的確に把握し、日常生活上の介護、健康管理、その他必要な業務を行います。
機能訓練指導員	1人（兼務1名）	日常生活を営むのに必要な心身機能の低下の防止及び維持回復を図るために必要な訓練を行います。
管 理 栄 養 士	併設介護老人福祉施設職員が対応	栄養改善に関する業務を行います。
事 務 職 員	併設介護老人福祉施設職員が対応	事業に必要な事務及び職員の補助的業務を行います。
調 理 員	併設介護老人福祉施設職員が対応	給食業務に従事します。

(3) 施設の設備概要

定 員：25名（通所介護ご利用者を含む）

設備等：食堂、配膳室、機能訓練室、静養室、相談室、事務室、浴室（浴槽・特殊浴槽）、送迎車等

(4) 営業日及び営業時間

営 業 日：月～金（12月31日、1月1日～1月3日、6月23日を除く）

営業時間：8時30分～17時30分

3. サービス内容

- (1) 介護：お客様の心身状況等に応じて、排泄介助等の必要な介護を提供いたします。
(2) 送迎：ご希望によりご自宅の戸口又はその近くまでお迎えにまいります。
(3) 食事：季節感を取り入れ、お客様の健康に配慮した暖かい食事をご希望により提供いたします。
(4) 入浴：寝たままでも入浴できる機械浴槽と職員の介助を受けながら入浴する介助浴がございます。

- (5) 健康管理：看護職員により、ご利用時間内の健康管理を行います。
- (6) 生活相談：ご自宅での介護上の悩みなどなんでもご相談ください。
- (7) 選択的サービス：以下のサービス選択できる体制を整えております。
 - ①運動機能向上：機能訓練指導員による運動機能向上のための訓練が可能です。
 - ②栄養改善：管理栄養士等による栄養状態を改善するためのサービス提供が可能です。
 - ③口腔機能向上：看護師等による口腔清潔、摂食・嚥下機能の向上のためのサービス提供が可能です。

4. 料金

下記の(1)基本料金の単位数と(2)の加算料金の加算単位数の合計に、国が定める1単位の単価単位を乗じた額(1円以下切捨て)に(3)昼食費を支払っていただきます。

ただし、介護保険適用時には、基本料金と加算料金の合計額の負担割合(ご利用者の所得に応じて1割・2割・3割(H30年8月1日より))と居住費と食費を加えた額となります。

(1) 基本料金表

1月あたりのご利用料金

要支援状態	基本料金	介護保険適用時のご負担額(1割)	月4回以下のご利用料 (介護保険適用のご負担額)	月8回以下のご利用料 (介護保険適用のご負担額)
要支援1 (月5回以上回利用)	17,980円	1,798円	4,360円 (436円)	
要支援2 (月7回以上回利用)	36,210円	3,621円		4,770円 (447円)

(2) 選択的サービス加算料金

- ①運動機能向上加算：月1回2,250円
ただし、介護保険適用時の自己負担額225円です。
- ②科学的介護推進体制加算 月1回 400円
ただし、介護保険適用時の自己負担額 40円です。
- ③介護職員処遇改善加算Ⅰ：月あたり総単位数に5,9%を乗じた算定です。
- ④サービス提供体制加算Ⅱ：要支援1は1回720円、要支援2は1回1440円
ただし、介護保険適用時の自己負担額 要支援1：46円、要支援2：96円
- ⑤特定処遇改善加算Ⅰ：1月あたり利用合計に1,2%掛けた金額
- ⑥若年性認知症受入加算：月1回2,400円
ただし、介護保険適用時の自己負担額240円です。
- ⑦生活向上グループ活動加算：月1回1,000円
ただし、介護保険適用時の自己負担額100円です。

※選択的サービスについてはご利用者ごとの選択制となります。利用するサービスの種類や実施日、実施内容等については、介護予防サービス計画に沿い、事業所とお客様とで協議した上で介護予防通所計画に定めることとなります。

(3) 昼食費

510円 おやつ代込（自己負担）

(6) その他の料金

その他、下記の日常生活用品等につきましては、お客様の自己負担となります。

内 容	費 用
各種嗜好品	実費
希望による特別な食事	実費
喫茶・売店・買物代等	実費
施設内理美容代	実費
レクリエーション・クラブ活動	実費 ※事業所が設定する活動等については原則無料です。
コピーサービス	1枚につき白黒100円/カラー100円 ※事業所がお客様に交付すべき書類等については無料です。
通常の事業実施区域外への送迎	離島事業所なので、原則として通常の事業実施区域以外の地域にお住まいの方へのサービス提供は実施していませんが、実施する場合には、ご相談の上、船賃の実費等の送迎にかかる費用をいただきます。

5. お支払い方法

- (1) 毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、請求月の末日までにお支払い下さい。
- (2) お支払い方法は、窓口現金払い、口座振込のいずれかにてお支払いできます。ご契約の際にご指定下さい。

6. サービスのご利用方法

- (1) 原則として、介護予防サービス計画の作成を依頼している地域包括支援センターを通じてお申し込みいただきます。別途利用契約を締結した上で、サービスの提供を開始いたします。

(2) サービス利用期間の終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望される7日前までに文書でお申し出下さい。

②当社の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合は、終了30日前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合は、自動的にサービスを終了いたします。

ア. お客様がお亡くなりになった場合

イ. 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要支援状態が、非該当と認定された場合

④その他

ア. 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、お客様は文書で通知することによりすぐにサービスを終了することができます。

イ. お客様が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上滞納し、料金を支払うように催促したにもかかわらず15日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族などが当事業所や当事業所の職員に対して本契約を継続しがたいほどの背任行為を行なった場合は、文書で通知することによりすぐにサービスの利用契約を終了させていただくことがございます。

7. 当事業所のサービス特徴等

(1) 運営の方針

- ①お客様が可能な限りその後自宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことで、お客様の心身機能の維持回復を図り、もってお客様の生活機能の維持または向上を目指します。
- ②老人福祉法及び介護保険法の理念に基づき、お客様の人格を尊重し、常にお客様の立場に立ったサービス提供に努め、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行います。

(2) 事業所の義務

- ①お客様の生命、身体、財産の安全・確保や、プライバシーの保護に配慮いたします。
- ②お客様の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、お客様から聴取、確認させていただきます。
- ③お客様へのサービス提供時において、お客様に病状の急変が生じた場合その他の緊急時の場合には、速やかにご家族等の緊急連絡先、主治医、居宅介護支援事業者へ連絡を行うなど、必要な措置を講じます。
- ④お客様に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、お客様または代理人の請求に応じて閲覧や複写物を交付いたします。
- ⑤お客様に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、お客様または他のご利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適切な手続きにより身体等を拘束する場合がございます。
- ⑥当事業所及び職員は、サービスを提供するにあたって知り得たお客様またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩いたしません。ただし、お客様に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。また、サービス担当者会議など、他の介護支援事業所等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる方の事前の同意を文書により得た上で、お客様またはご家族等の個人情報を用いることができるものとします。

(3) サービスご利用にあたっての留意事項

①送迎時間の連絡

- ア. サービス開始前に時間と搭乗場所の確認をいたします。
- イ. 交通事情等により予定時刻に遅延する場合がございます。

②体調確認

- ア. 事業所来所時、健康チェックを行います。
- イ. その他、随時、様子観察を行い、体調が悪い場合は、ご家族に連絡いたします。

③サービスの中止・変更

以下の場合には、お客様又はご家族に連絡の上、サービスを中止又は変更する場合がございます。

- ア. 風邪、疾病等によりサービスを継続することが困難な時
- イ. 体調が悪くサービスを継続することが困難な時
- ウ. 天候不順（台風等）または災害等によりサービスの実施が困難な時

④送迎時間の変更

以下の場合には、お客様又はご家族に連絡の上、送迎時間を変更する場合がございます。

- ア. 営業時間等を変更する場合
- イ. 行事実施等に伴い、送迎時間に変更となる場合
- ウ. 天候不順（台風等）又は災害等により送迎時間を変更する場合

⑤時間変更

ご利用時間を変更される場合には、事前にご相談下さい。

⑥食事のキャンセル

昼食がご不要となった場合には、なるべく前日までにお申し出下さい。

⑦設備、器具のご利用

- ア. 快適に、安全に事業所をご利用いただくために、事業所内の設備、器具をご利用される場合は、職員にお声をかけて下さい。
- イ. 車椅子・歩行器等につきましては、事業所で用意してありますが、ご自分で使い慣れたものをご持参いただいても結構です。

⑧事業所内での禁止事項

お客様は、施設内で次の行為を行わないで下さい。

- ア. 喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかける行為。
- イ. 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を攻撃したりする行為。
- ウ. 指定した場所以外で火気を用いる行為。
- エ. 故意または無断で、施設もしくは備品に損害を与え、またはこれらを施設外に持ち出す行為。

8. 非常災害対策

- ①非常災害時に備えて、数日分の非常用食料・飲料水・医薬品等の備蓄をしております。
- ②消火器、消火栓等の消火設備、非常口等の避難設備、および非常ベル等の警報設備を設け、常にこれらの設備を整備しております。
- ③消防機関との連絡を密にして、避難救出及び消火に関する訓練を適宜実施しております。
- ④万一の災害発生時は、当法人消防計画書及び防災対策マニュアルに基づき対応いたします。

9. 損害賠償

当事業所において、事業者の責任によりお客様に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。但し、その発生について、お客様に故意又は過失がある場合等は、事業者の損害賠償責任を減じる事があります。

10. サービス内容に関する相談・苦情

①当事業所ご利用相談・苦情担当

サービス担当窓口（担当者）： 生活相談員 長田玉代
電話：0980-49-5502
受付時間：月～金曜日 8時30分～17時30分

②苦情への処理体制

当法人苦情対応マニュアルに基づき、苦情についての受付書・報告書を作成し、必要に応じて関係機関へ報告の上、対応方法等について検討・処理します。

③その他

当事業所以外に、下記での相談・苦情窓口でも受け付けております。

受付機関	所在地	電話番号
伊江村役場住民福祉課	伊江村字東江前38	0980-49-2002
沖縄県介護保険広域連合	読谷村字比謝碓55	098-911-7502
沖縄県国民健康保険団体連合会	那覇市西3-14-18	098-863-2321
沖縄県社会福祉協議会	那覇市首里石嶺町4-373-1	098-887-2000

